

## 青森県ふぐ処理者認定試験の実施及び指定に関する要領

### (趣旨)

第1 この要領は、青森県ふぐ取扱指導要綱（以下「要綱」という。）第3第3項の規定に基づき、ふぐ処理者認定試験の実施及び知事以外の者が行う試験の指定について、必要な事項を定める。

### (試験の内容)

第2 試験の内容は、次に掲げるとおりとする。

#### (1) 学科試験

- ① 水産食品の衛生に関する知識
- ② ふぐに関する一般知識
  - ア 関係法規
  - イ ふぐの種類と鑑別
  - ウ ふぐの処理と鑑別
  - エ ふぐの一般知識

以下の者は、試験申込時に届出をすれば、①に関しては受験を免除できる。

- ア 食品衛生責任者
- イ 食品衛生法に基づく資格（食品衛生監視員、食品衛生管理者）を取得するための要件を満たす者
- ウ その他衛生関係法規に基づく資格を有する者（栄養士、調理師）

#### (2) 実技試験

- ① ふぐの種類と鑑別
- ② ふぐの処理と鑑別

### (受験手続)

第3 受験手続に必要な提出書類、受付期間及び受験手数料等については、別に定める。

### (試験の実施の指定)

第4 知事は、知事以外の者が行う試験の実施が次の基準に適合していると認めるときは、当該試験の実施等を要綱第3第2項に基づき知事が行う試験に代わるものとして指定することができる。

- (1) 試験の実施の方法その他の事項についての試験の実施等に関する計画がふぐの処理の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- (2) (1)の試験の実施等に関する計画を適正かつ確実に実施するに足りる技術的能力があること。

2 次のいずれかに該当する者が行う試験の実施等は、前項の指定をしてはならない。

- (1) 食品衛生法又は食品衛生法に基づく命令若しくは処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
- (2) 第5の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
- (3) 法人であって、その業務を行う役員のうち前2号のいずれかに該当する者があるもの

(指定の取消し等)

第5 知事は、試験の実施等を行う者が第4第2項第1号に該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならない。

(試験委員会の設置)

第6 知事又は第4の規定により指定を受けた者（以下「指定者」という。）は、試験を適正に実施するため、ふぐ処理者認定試験委員会（以下「委員会」という。）を設置することができる。

2 委員会を構成する委員は、ふぐに関する知識及び技術に優れた者及び食品衛生行政担当者のうちから知事又は指定者が選任する。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附則

- 1 この要領は、令和3年9月24日から施行する。
- 2 青森県フグ取扱講習会の実施及び指定に関する要領（平成26年12月12日施行）は、廃止する。
- 3 知事は、廃止前の青森県フグ取扱講習会の実施及び指定に関する要領に定めるフグ取扱講習会を受講した者から受講証の再交付に係る届出があった場合は、受講証を再交付する。

(参考様式)  
第 号

## フグ取扱講習会受講証

青森県フグ取扱指導要綱第3の規定によるフグ取扱講習会を受講した者であることを証する。

氏 名

生 年 月 日

講習会受講年月日 年 月 日

講習会の種類 学科講習会 ・ 実技講習会

年 月 日

青森県知事 印

(参考様式)

年 月 日

青森県知事 殿

住 所

氏 名

生年月日

電話番号

### フグ取扱講習会受講証亡失・き損届

交付済みのフグ取扱講習会受講証を亡失・き損しましたので、青森県フグ取扱講習会実施要領第6第2項の規定により届け出ます。

講習会受講年月日	年 月 日
受講証番号	第 号
(備考)	

\*注 き損の場合にあつては、き損したフグ取扱講習会受講証を添付すること。

(参考様式)

年 月 日

青森県知事 殿

住 所

氏 名

生年月日

電話番号

### フグ取扱講習会受講証変更届

フグ取扱講習会受講証の内容に変更が生じたので青森県フグ取扱講習会実施要領第6第2項の規定により届け出ます。

講習会受講年月日	年 月 日
受講証番号	第 号
変更年月日	年 月 日
変更内容等	変更前
	変更後
	変更理由
(備考)	

\*フグ取扱講習会受講証を添付すること。